

全日本建設交運一般労働組合関西ダンプ支部との協議等議事録（要旨）

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課

- 1 日 時 令和8年7月29日（水） 13時30分～14時40分
- 2 場 所 大阪市役所本庁舎 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 全日本建設交運一般労働組合関西ダンプ支部
- 4 協議等の趣旨 社会資本整備の現場で働くダンプや建設労働者の労働条件改善のための要望についての協議

5 出席者

（団体側）

代表者（執行委員長）他

計5名

（本 市）

建設局 1名 大阪港湾局 1名

都市整備局 2名 水道局 1名

計5名

6 議 事

- （1）個人の自家用ダンプの適法性の周知と、排除防止の徹底について【項目番号 1】

団体要望概要（意見のみ）

- ・建設現場等で使用される自家用ダンプの適法性について周知されているが、廃業する者が増えているのも事実です。自家用ダンプの取扱いについて、可能な限りわかりやすく丁寧に説明するようお願いします。

- （2）ダンプ労働者が交通安全を最優先にして働ける環境づくりのための具体的な措置について【項目番号2. ①②】

団体要望概要

- ・貴自治体の発注工事現場における単価の支払い実態を掌握し、直接工事費を上回る公共工事設計労務単価に基づく単価の支払いを各受注業者へ指導して下さい。

本市説明概要

- ・公共工事の積算には、公共工事設計労務単価を使用していますが、下請契約は当事者が各々対等の立場の合意に基づき、書面により適正に契約を締結するとともに下請代金の支払等を建設業法の趣旨にのっとり適正に行うものであり、公共工事設計

労務単価で下請契約する指導はできません。また、「第三次・担い手3法」により、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされています。

(3) ダンプ規制法第12条団体等の使用促進について【項目番号 3. ①】

団体要望概要

- ・「ダンプ規制法第12条団体等」である建交労加入ダンプに対して、個別現場で優先使用措置が取られるよう、国と同様に「現場説明書・指導事項」を作成し、契約図書に記載するよう検討をお願いします。

本市説明概要

- ・本市としては特定の業者を指定し、優先する措置をとるのではなく、過積載防止のための指導を行っていくこととしております。

(4) 建設発生残土について【項目番号4】

団体要望概要（意見のみ）

- ・「盛土規制法」の施行に合わせて、発注者・元請が建設発生土の管理を徹底して下さい。
- ・「ストックヤード運営事業者登録制度」にもとづいて登録されている府内のストックヤードの運営実態（搬出・搬入ダンプの運行状況、抜き打ち調査、ダンプへの支払い状況の確認）を掌握し、不適切な事業者については登録抹消を適宜実施するよう管内の地整への申し入れをおこなって下さい。
- ・貴自治体の責任で適正に管理された処分場やストックヤードを確保して下さい。また、建設発生土処分は元請業者に最終処分場まで管理をさせるよう盛土規制法等の改正を国へ上申して下さい。
- ・建設発生土の運搬については、ダンプ運転手に搬出先などの情報（名称・所在地、搬出量など必要書類）が書面にて通知されるよう措置すること。

(5) 建退共証紙について【項目番号6】

団体要望概要（意見のみ）

- ・自治体の発注工事現場で働く車持ちダンプ労働者に対して、受注企業の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう指導を徹底して下さい。
- ・工事を受注した各企業が実施している「新規入場者アンケート」の中に「建退共加入証明書及び手帳写し」を提出させ、「建退共制度」が二次以降の下請業者まで徹底されるよう指導して下さい。